

## 令和5年度瑞浪市観光パンフレット・ポスター作成業務仕様書

### 1. 業務の名称

令和5年度瑞浪市観光パンフレット・ポスター作成業務

### 2. 目的

本業務は、瑞浪市への観光客の誘客増大、観光客層の拡大を図るために、観光客の属性及び観光目的の多様化による現代のニーズに応えた新しい観光パンフレットとポスターを作成することを目的とする。

### 3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月10日まで

### 4. 納入場所

瑞浪市観光協会

〒509-6122 瑞浪市上平町 5-5-1 (瑞浪市産業振興センター内)

電話/FAX 0572-51-8161

e-mail [mizunami.kankou@gmail.com](mailto:mizunami.kankou@gmail.com)

### 5. 業務内容

#### (1) パンフレットの作成

##### (ア) 表紙及び本文全般にわたる企画、デザイン等の作成

ア 企画立案、デザイン、現地取材、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、校正など観光パンフレット作成に必要な全ての作業を実施すること。

※ 校正3回以上、色校正1回以上。

※ 校正は当協会のほか、各施設に対しても受注者が直接行うこと。

イ 原稿作成にはライター等執筆経験のある者を登用すること。

ウ カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。

エ 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は、受注者において入手することとする。ただし、季節等の関係で入手不可能な写真等については協議の上、発注者が所有している写真や資料を可能な範囲で提供する。

オ 発注者の製作意図を汲み取り、より分かりやすい紙面にすること。

##### (イ) 印刷・製本

ア 観光パンフレット

①サイズ等 中綴じ（ブック型）、16～24 ページ（表紙含む）

※サイズ、ページ数は提案事項とする。

②言語

日本語、英語

③印刷部数

日本語 2 種/各 30,000 部、英語 1 種/1,000 部

※日本語 2 種（旅編・グルメ編等）の内容を簡潔にわかりやすく英語 1 種に盛り込むこととする。

④印刷

全ページカラー印刷（4色以上刷り）

⑤紙質

コート紙 90 kg（同等以上）

（ウ）要件

- ・思わず手に取ってみたいくなるようなパンフレットとするため、表紙のデザイン等を工夫すること。
- ・写真、イラスト、マップを散りばめ、見るものを飽きさせない工夫をこらすこと。
- ・滞在期間の延長が期待できるよう、周遊コースを考え、写真やイラストとともに掲載すること。
- ・土産物やイベントの情報を組み入れること。
- ・地図、イラスト等による市内全域図で観光ポイント、公共施設等の位置関係がわかるようにすること。  
また、主要観光ポイントについては、目を引く大き目の写真等を使用する等、視覚的に興味を持たせる内容とすること。
- ・ウェブサイト、SNS等の情報発信ツールの活用を視野に入れたものにする事。 (PDF の貼り付け等)
- ・英語の観光パンフレット作成にあたっては、言語のネイティブスピーカー又は翻訳業務の実績がある者が制作に携わることとし、校正及び翻訳過程における表現の差異が生じないようにすること。

（エ）電子データの作成（CD-R又はDVD-R）

受注者は、以下のデータを作成し、電子媒体で納品する。

ア PDF ファイル

①低解像度PDFファイル（ホームページ掲載用）

ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能であること。

- ・見開きページ
- ・単一ページ

- ・多言語対応ページ

## ②高解像度 PDF ファイル

画像解像度 300 dpi 以上のできるだけ高解像度であること。

- ・見開きページ
- ・単一ページ
- ・多言語対応ページ

## イ レイアウトデータ

- ・ Adobe Illustrator で作成した、再編集可能なレイアウトデータとすること。

## ウ 中間生成物データ

- ・画像（写真を含む）、図表、イラスト、文章（キャッチコピー等を含む）及び翻訳文章

## (2) ポスターの作成

### (ア) 基本事項

#### ア サイズ及び印刷部数

B 1 500 部 (500 部×2 種)

B 2 500 部 (500 部×2 種)

#### イ 色紙 4 色以上刷り

#### ウ 用紙 マットコート紙<四六> 135kg

### (イ) 要件

- ・観光パンフレットと統一感のあるデザインとすること。
- ・校正（文字・色）は、2 回以上行うこと。

### (ウ) 電子データの作成（CD-R 又は DVD-R）

受注者は、以下のデータを作成し、電子媒体で納品する。

- ・JPG データ、PDF データ、Adobe Illustrator データ
- ・観光パンフレットデータの CD-R 又は DVD-R に合わせて作成することは可。

## (3) その他

- (ア) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。

- (イ) 完成したパンフレット、ポスター、原版データ及び中間生成物についての所有権並びに著作権法（以下「法」という。）上の一切の権利（法 27 条及び法 28 条を含む）には発注者に帰属するものとし、受注者及び受注者に依頼を受けて中間生成物を制作した者は、当該業務に係る事項に関して法 17 条に規定する著作権者人格権を無期限に行使しないものとする。

- (ウ) 前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (エ) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (オ) 取材、製作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。(飲食物、体験サービスの撮影、取材に関しては受注者が代金を支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。)
- (カ) 本業務により収集した個人情報等の取扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (キ) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。
- (ク) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行うにあたり必要と認められる場合は、発注者との協議のうえ、その一部を委託することができる。